

## 指定管理者候補者の選定結果について

北区健康福祉課所管の3つの老人憩の家について、施設の設置目的を効果的に達成するものとして以下のとおり指定管理者候補者を選定しました。

施設名及び所在地	指定管理者（候補者）
新潟市老人憩の家阿賀浜荘 新潟市北区三軒屋町10番6号	新潟市北地区老人クラブ連合会 代表者 神田 恭之
新潟市老人憩の家しあわせ荘 新潟市北区島見町242番地	
新潟市老人憩の家新崎荘 新潟市北区新崎3丁目1番26号	

### 選定理由等

施設の概要	老人憩の家は、高齢者の健康を保持し、その福祉を図るために設置された施設である。施設には、大広間や入浴設備等があり、地域の高齢者の交流・生きがい施設として利用されている。
募集形態	非公募
指定期間（予定）	令和2年4月1日～令和7年3月31日
指定管理者 申請者 評価会議	委員 風間 良光（風間良光税理士事務所所長・有限会社風間会計社代表） 委員 倉島 敏弘（北地区連合自治振興会会長） 委員 齋藤 みどり（地域包括支援センター阿賀北 センター長） 委員 藤田 清明（北区社会福祉協議会会長） 委員 渡邊 敏文（新潟医療福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授）
評価基準	1 評価項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入指針の観点</li> <li>・地域への奉仕性</li> <li>・事業実施</li> <li>・要望や苦情に対する対応</li> <li>・利用料金に対する考え方</li> <li>・事故防止や緊急時の対応</li> <li>・管理運営の基本方針</li> <li>・施設の管理方法</li> <li>・利用者への配慮</li> <li>・予算の執行体制</li> <li>・管理実績の評価</li> <li>・個人情報の管理体制</li> </ul> 2 評価 適・否で評価（評価項目別及び総合評価）
評価会議における評価	評価会議では、所管の老人憩の家3施設について、申請者から提出された事業計画書等の資料に基づき評価を行い、申請のあった1団体について「適」と評価された。
選定理由	指定管理者申請者評価会議の結果などをもとに総合的に検討した結果、申請者は老人憩の家の指定管理者として適切であると認められたため、指定管理者候補者に選定することとした。

スケジュール	評価会議（第1回） 令和元年8月8日 ※ 選定関係書類の事前確認等 指定申請書等の受付 令和元年9月1日～9月30日 評価会議（第2回） 令和元年10月18日 ※ 申請者提出書類の評価 ※ 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。
所管部署 (問い合わせ先)	北区 健康福祉課 高齢介護係 TEL：025-387-1325（直通） E-mail： <a href="mailto:kenko.n@city.niigata.lg.jp">kenko.n@city.niigata.lg.jp</a>

【参考】現指定管理期間の評価（平成29年4月～令和2年3月）

施設名	指定管理者	総評
新潟市老人憩の家 阿賀浜荘	新潟市北地区老人クラブ 連合会	利用者アンケートでは、職員の接遇、清潔保持、安全対策等、全般的に利用者の満足度は高い。併せて、自主事業として、ギョウザづくり交流会、漬物づくり講習・交流会、将棋大会、カラオケ・舞踏発表会、認知症予防対策講演会など積極的に行い、利用者同士の交流を深めながら、生きがいづくりや介護予防などに努めていることは高く評価できる。また、優良防火管理者として表彰を受けるなど、適切に施設を管理している点も評価できる。
新潟市老人憩の家 しあわせ荘		地元大学の協力を得ながら、介護予防や健康づくりに取り組み、多世代交流の場としての役割を果たしていることは高く評価できる。併せて、利用者のニーズを受け入れ、脱衣室の扇風機交換や浴室のタイル修繕などを行い、利用者の安全確保と利用環境の改善にも積極的取り組み、利用者のサービス向上に努めた点も評価できる。
新潟市老人憩の家 新崎荘		利用者アンケートでは、職員の接遇、清潔保持、安全対策等、全般的に利用者の満足度は高い。併せて、浴室のタイル修繕などを速やかに行い、利用者の安全確保と利用しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおり、評価できる。

【参考】評価結果

評価項目	評価の視点	阿賀浜荘	しあわせ荘	新崎荘
指定管理者制度導入指針の観点	地域に密着している施設のため自治振興及び施設運営の効率性の観点から管理運営を担うのに適当な団体であるか。	適	適	適
管理運営の基本方針	施設の設置目的を十分に理解した基本方針となっているか。	適	適	適
地域への奉仕性	地域への奉仕性の観点から施設の管理運営を担うのに適当な団体であるか。	適	適	適
施設の管理方法	・施設の管理計画が適正かつ的確であるか。 ・施設を適正に管理運営できる組織・人員体制であるか。	適	適	適
事業実施	施設の設置目的の達成や利用促進、多世代交流を図るための事業の実施が計画されているか。	適	適	適
利用者への配慮	地元施設として、利用者が快適に施設を利用できるよう十分な配慮がなされているか。	適	適	適
要望や苦情に対する対応	要望や苦情を受けるための体制が整備され、要望等に適切に対応できるか。	適	適	適
予算の執行体制	適正な予算執行ができるか。経費削減に努めているか。	適	適	適
利用料金に対する考え方	利用料金を徴収・管理・活用することに対する考え方が適切であるか。	適	適	適
管理実績の評価	施設の過去の管理運営が仕様書や事業計画書及び協定書に基づき適切に行われていたか。	適	適	適
事故防止や緊急時の対応	事故防止に努める計画が示されているか。また、緊急時の対応が整備されているか。	適	適	適
個人情報の管理体制	個人情報の保護に対して高い意識を持ち、適切な取り扱いを行えるか。	適	適	適
総合評価（指定申請全体を見て総合的に評価を行う）		適	適	適